

男鹿市建設工事等における分離・分割発注の取扱い要領

(趣旨)

第1条 この取扱い要領は、男鹿市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達又はその他の業務（以下「建設工事等」という。）の執行において、より多くの市内中小企業が受注の機会を得られるよう分離・分割による発注を積極的に取り組むため、その実施にあたって必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この取扱い要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 分離発注

分離発注とは、専門職種又は専門工種に分けて発注する方法は、一の工事をその工事の各種構成部分に分離して技術的専門分野に分業的に発注するものをいう。

(2) 分割発注

分割発注とは、同一職種又は同一工種に分けて発注する方法で、期間の短縮、施工管理の適正化及び受注機会の確保等の観点から、施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものをいう。

(3) 事業分割発注

同一の事業について、工区分割と同様の取扱いとするものをいう。

(4) 同一事業

歳出予算科目が同じ事業を指す。ただし、歳出予算科目が異なっている場合においても、目的が同一の場合については同一事業とみなす。

(対象建設工事等)

第3条 分離・分割による発注対象建設工事等は、市が発注する市単独事業によるものとする。

2 前項の規定によるほか、国庫補助金等による一般土木工事、建築工事等においても可能な限り、分離・分割による発注に努めることとするが、その実施にあたっては分離・分割発注の経済合理性及び効率性の確保に留意しなければならない。

(一抜け方式による発注)

第4条 分離・分割後の建設工事等において、同一業者が複数の入札に参加することが想定される場合は、入札の公告に、一の工事等の入札において次のいずれかに該当することとなった場合は他の工事等の入札に参加できない旨を付記することができる。

(1) 落札者又は落札候補者

(2) 低入札価格調査制度を適用する工事の入札において(1)に該当する者がいなかった場合、調査基準価格を下回り、かつ失格判断基準価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者（ただし、詳細調査することとなった者を除く）

(一抜け方式入札の執行)

第5条 一抜け方式による発注対象工事等の開札は同一日に連続して実施し、原則として予定価格が大きい工事等から順に行うものとし、入札執行の際は、一抜け方式発注の通知事項を改めて入札参加者に周知したうえで、1件ごとに入札及び開札を行うものとする。

2 入札において、一の建設工事等の落札者となり、他の建設工事等の入札に参加できない者を除いた結果、有効な入札参加者が1者となった場合は、当該入札の競争性の確保に鑑み、次の措置を講ずるものとする。

(1) 一抜け発注を行った案件については、入札の執行を取り止め、競争性の確保及び優先的市内発注に留意しながら、入札参加要件等の見直しを行い、再度の入札公告（指名競争入札にあつ

ては指名通知)を行うものとする。

(期間の基準)

第6条 一抜け方式による発注を行う場合において、入札参加制限等の対象となる期間の基準は、次のとおりとする。

- (1) 分離発注及び工区分割発注においては、契約期間の重複する場合を対象とする。
- (2) 事業分割発注については、開札日当日に限り対象とする。

(工事費等の積算)

第7条 分離、分割のいずれの発注においても、一件毎に適正な設計計画の設定に努めるものとする。

附 則

この取扱いは、平成23年10月1日から施行する。